

特48-725



1200800210715

特48

725

朝鮮日清用戦記

国立国会図書館



始





特 9

106



特 48
725

日清韓三國之圖



義勇兵の詔勅

朕ハ祖宗ノ威靈ト臣民ノ協同トニ倚リ我カ忠武ナル陸海軍ノ力ヲ用井國ノ稜威ト光榮トヲ全クセムコトヲ期ス
各地ノ臣民勇兵ヲ團結スルノ擧アルハ其忠良愛國ノ至情ニ出ツルコトヲ知ル
惟フニ國ニ常制アリ民ニ常業アリ非常徵發ノ場合ヲ除クノ外臣民各々其ノ常業ヲ勤ムルコトヲ怠ラス内ニハ益々生殖ヲ進メ以テ富強ノ源ヲ培フハ朕ノ望ム所ナリ義勇兵ノ如キハ現今其ノ必要ナキヲ認ム各地方官朕カ旨ヲ體シ示諭スル所アルヘシ

御名御璽

明治二十七年八月七日

司文大外農陸內海遞
法部農務軍務軍信
大大大大大大大大
臣臣臣臣臣臣臣臣

子伯伯伯伯爵爵爵爵

芳井渡陸覆大井西黒伊
川上邊奥本山上鄉田藤
顯國宗武從清博
正毅武光揚巖道隆文

日清開戦記續編

四十

○第十六 平壤の清兵と牙山の敗卒

(一) 総勢

さきより新たに發したる軍勢は義州線より進み來り平壤より屯在すること八月三四日頃よりのこととして同十三日より後着の兵三四千ありてこゝより始めて具隊的の兵士をあれものあり是より着々運動を始めたるものゝ如し而して此兵ハ所謂混成管兵として中又騎兵と砲兵とを有し工兵と輜重とを有せざること確實ありしかしてその總勢は三千乃至四千ありと聞けり

此大軍の中前より述べたる如く一の輜重あきを以て例により糧食より困しむを以て屯營より山路を經て黃海道の北境部落より侵入し頻りに掠奪暴行を擅ふし居れりといふさればさきより牙山に新着せしその如く糧食より急ひして團結せる戰闘力を有せざるべしとしかるゝ又近頃説をあすものあり清兵すでに大同江を渡りて南下し直ちに京城に向ひんとする大胆ある振舞といふべし前より述べたる如く工兵あきの清兵如何にしてかく容易く江を渡りしかば一の疑問にしてまた第二より通足勝ある清兵が存水の陣を爲す如何ある妙計のありてのことか、戰機熟せざるを以て

未だ決戦を見ず故にその帷幕中より如何ある妙計の存するや知るを得ざ

(二) 韓兵此軍中にあり

平壤屯在の清軍中韓兵五百余名ありとては七月廿三日の事變より即ち王城より遙れ去りて鉄原

地方より赴き閔族の勢力すでよ衰頼して亦起つべきを知り遂に清營に就き援を求めたるありと

(三) 清兵の側進

八月廿日釜山發して或方より達したる電報より曰く

平壤屯在の清兵へ東北方より向つて進發するの模様ありと或は元山の我居留地を襲ふあらんと而して清兵の大同江を渡りしとは今日の所みては虚報ありといふ

(四) 清兵の續發

同廿三日午後十二時發の電報より曰く

大連附近の清兵七營(三千五百人)は本月の上旬出發みて陸路朝鮮より又旅順附近の清兵八營(四千人)も去る十四日出發みて陸路朝鮮より又宋慶は地雷火三千個を小船にて朝鮮より

向ふ輸送したる模様なりと

同廿四日午前京城發の電報より曰く

清國は旅順牛莊奉天府より屯駐する七衛兵(三千五百人)を義州方面より向ふ遣せり思ふに此

日清開戦記

兵は鳴緑江畔防備の爲あらんと
以上述べ來りたる如く清兵の數は追々増加したるを以てその總數果して幾何あるや或は一萬
ありといひ又は二萬なりといひ或は五六千のみといひその確實なる兵數を知る由あかりしか
同二十二日京城發の電報によれば

平壤及び其附近より到着せし清兵の數は一萬四千五六百名外より韓兵二三百あり尙ほ二千有余の
兵嘉山より着し平壤より向ふ形勢ありと
是よつて之を見れば前項より記したる新舊派遣せる兵を牙山を落たる敗兵一千余人を加ふれば
物數二万八九千人あるべし

(五) 牙山の敗兵

今前項より記せし如く平壤の清兵より牙山の敗卒千餘人の加はり居るよしあるが一昨日京城發の電
報に曰く

成歎牙山の敗兵一千余名廿一日朝寧附近の地を平壤方面より向つて通過したりと
又同日午後十一時釜山發の電報によ曰く
牙山の敗兵より去る十三日以來五百或は一二百宛隊伍を組み春川を経て金仕より出でたり士人の
言ふ據れば其數は四千程もありしと

是等の敗卒はその數幾千平壤の新兵より合するも如何程の用をかあさん徒ら日本兵の勇猛ある
を北來の新兵に物語りて畏怖を抱かしむるの損失より歸せんのみと
として左の電報を見るべし

(六) 清軍の準備

平壤屯在の清兵より進軍するがの如く風説ありと雖も大同江を渡りて進み來らんことより容易ある
ことにあらず今日の所みて飽まで平壤を根據としてこゝよ防守するの覺悟あるべしその証
として左の電報を見るべし
安州(平壤の北凡十六里)より平壤までの間に清兵一万餘名を遣し監司より迫り米五千石を裏り又
大同江の保山(江の下平壤より凡そ六里的右岸)より二千餘名を派遣し日本軍艦の來襲を防ぐ爲
めより砲臺を建築し其他各所に米穀を募集し居れりと
是を以て之を見ればその近傍の各地より進發するに進軍の爲より非らずして糧食を掠め取らんが爲
を砲臺を築かんとするが爲あると明かあり
尙ほ同二十二日京城發の電報によれば

清兵は日本海軍の襲撃より備ふる爲め五六日前より憚人を使役して大同江鐵島と保安間の右岸
より砲臺胸壁築造に着手せりと
この鉄島といふは大同江内よりて平壤を距ること日本里程七里餘の南西にあり保安より平壤を

日清開戦記

距る五里内外の西南より當れる所なり鉄島の水深くして以て巨艦大船を浮ぶべく保安もまた演習以上述べ來りたる如く二万よ垂んたる清軍は已ま義州平壤の間より驛として充滿し平壤に壘壁を築きて此處に根據を據へ保山、鐵島の近傍より砲臺を設けて防禦の陣地を張り大同江を割して彼の形勢を分ち堅くこゝを詮度と喰留めんと勤め居るも拘へらず數々報するものありと雖も是皆前項よりも記せし如く我軍の兵勢動靜を偵察せんか爲又糧食を掠奪せんか爲第一よは平壤も是皆前項よりも記せし如く我軍の兵勢動靜を偵察せんか爲又糧食を掠奪せんか爲第一よは平壤の根據の未だ鞏固あらざる中よ我軍の襲撃を恐れて之を途に邇へ時日を小交戦に通じて守備の完備を俟つの計略よ過ぎざるべしと而してその兵數ハ一千以上二千内外ありと

又傳へて曰く大同江に橋梁を築して南下するの勢ありと橋梁といふり筏の類よ過ぎず是皆進退曖昧あるい清兵の常としてたゞ進軍の虚勢を示すのみなりと

又同廿四日京城發電よ曰く
清兵ハ平壤より本據を置き大同江北岸より數個の砲臺を築き又長城安岳鳳山及び黃州東部に枝縣を汎し専ら戰備を整ふたりといふ
因より記す清政府ハ山東省沿岸の守備を嚴よしつゝありとそも山東省ハ渤海の南竇海の西に横たわり面積人口殆我本島より匹敵し朝鮮より面したる清國の咽喉直隸省の關門あり



日清開戦記

又之又次いたれる電報

清政府ハ膠州港ニ夜を日よ嗣て砲臺を築き濟南府より五衛の兵を出せりその中二衛兵ハ直ち
ニ膠州ニ向ひ他の三衛ハ芝罘方向ニ向ふ膠州ニ膠州灣ニ瀕し其港内の深くして廣きとは威海
衛若くハ旅順口の比ニあらずされば清政府よりも年ごろ此港を以て軍港とあんとするの議
ありしも未だ決せざりしあり、濟南府ニ山東府の首府ニして膠州若くハ芝罘近傍より北京ニ
通ずる中央ニ位し共ニ八十六里余の距離ニあり而して巡撫の官省もあり我一師團ニ相當する
陸兵もあり警察もあり貿易商賈も可なり又繁盛ある清國にて一大都會ありとす

(七) 清國今後の戰略

清國が今後如何ある戰畧を執るやは固より知り難き處あれどもその舉動を以て察するニ清國ハ
我海軍を恐るゝ事甚しくその割合ニ我陸軍を輕侮するものゝ如しその証據ニ清國の戰畧今日の
所みてハ先づ我陸兵のみを破らんことを勉め居るものゝ如し故ニ平壤附近ニ一万内外の大兵を
出してハ一大決戦を試んとする然れども此一戦みて片着べきニあらざるを知るより渤海灣内
の要港冰結までハ陸戰を事とし居り十二月の初旬渤海灣内の要港冰結して沿岸の防備を必要と
せざるニ至らバ直ちに海口を出で南洋艦隊と力を合せて我海軍に向ひしめ而して此際に於てハ
冰雪を物ともせざる濰州の兵を韓境ニ出し海陸共ニ我軍と雌雄を決するの覺悟あるべしといふ

○第十七 清國艦隊

(一) 所在

清國艦隊中戰闘力を有する軍艦は威海衛よりあらずして山海關附近より出没し居るとの説あるも又一説より山海關附近の海水遠淺にて軍艦を入れると能ひざるに付き同艦隊へ目下大連灣及び旅順の軍港附近より出没し居るべしといふ。大連灣は旅順口の東外海より向へる一湾あり、清艦のあるものより渤海を出でしもの乎多少疑あくよあらずといふ。

(二) 其軍略

平壤の陸軍へ進撃の姿を裝てこゝより喰留めんとする勢あるがその海軍の計略は如何陸兵準備整ふを待ちて海軍を韓海より出し將より大より海陸並進を逞ふせんと威張居るその一方の海軍は如何その艦隊の所在を報するもの日本より渤海防守、日本より遼東灣警備と果して然らば彼等へ還ります所をきかといふよこゝみ一の計略あり彼等はその頼みとする三十内外の水雷艇を出して韓海より放ける我軍艦の安全を隠見出没の間より懼はさんとの巧即ち是ありといふ世評より清國政府より渤海灣口より羅布點綴する無敵の島嶼の蔭より水雷艇を隠し置き日本軍艦の侵來を待ちて其軍艦を擊破するの計畫ありといふ。

(三) 南洋、廣東兩艦隊

支那艦隊の平素の職務は清國の沿岸殊に浙閩及び長江の一帯を警戒するよりその警戒の主眼は海賊の出没を掃除するにあり故より南洋艦隊の大砲を卸して其重量を減じ以て迅速駆逐に便るらしめ居るものあるが愈々開戦をありたるより遂に水夫を募集し諸般の戎器を整ふるむと一方あらぬ混雜を極め居れりといふ。此他の福建、北洋等も豊島の海戦後の大よ恐怖して渤海灣内より居りまた朝鮮近海より航行するの勇氣なしといふ。

尙また八月十一日上海を解纜したる外國郵船より長崎より來りし某の直話を聞く

同日午前八時吳淞砲台を通過したるとき楊子江の下流より東方凡二十海里内外より當り清國艦隊五艘が一海里計りつゝを離れて一直線の列をあし警備し居るを見たりと而してその船体は皆白色より塗替へ居りしと、此吳淞砲台の警備たるや兵員凡そ八百名内外あるべしといふ而して清國政府は上海の各國領事より對し軍事上必要の場合には揚子江口を封鎖するに至るべしとの事を照報したりといふ。

八月廿日長崎より着したる英國軍艦の士官某の談話によれば

清艦六艘揚子江口を發して琉球に向ひたりと果して然らば是れ南洋艦隊あるべしされども怯懦無能ある南洋艦隊がかくも俄より琉球に向ふと

は信せられざるあり惟ふに南部沿岸を警戒するなるべし

(四) 清國の海防南部に嚴なり

清國政府が防禦を南方又嚴にするとは聞いて聞く處あるが一昨日上海發の電報によく
支那政府は廣東省福建省浙江省及び台灣の各沿海の防備は最も嚴重されども其他の地は
目下内乱蜂起の模様あるを以てその鎮壓の爲よ守備をあすみ過ぎずと

(五) 清國政府の軍備

清國政府ハ無條約國なる南亞米利加の某共和國より軍艦數隻を買入るゝの約を爲したりと或は
いふ已ニその半價を納れ近日中ニ本國ニ引来るべしと、某共和國とは智利國あるべしとその信
偽果して如何といふよ智利國は今日の國狀は益々海軍擴張の方針を執り現ニ英國又向て軍艦製
造の依頼を爲し目下同國に於て製造し居る位あれバ今回清國又向つて軍艦を賣却するなどとは
思はれざるありと併し所謂轉賣さればあるまじきとよあらざるべし
又前項に記せし六艘の清艦の琉球又向ひたりとの報又ついに對州望樓より清國軍艦見ゆとの噂
ありと佐世保より飛電ありと云ふは只事ならずと騒ぐハ嗚呼の極ありさきよ述べし如く清軍真
ニ南下せしとせば是れ石炭を需めんとて台灣又赴きしものあらん歟支那歸りの人の談による
精國北部に石炭坑あるい僅かよ二ヶ所且して中にも多量ありといふハ彼の開平坑あるも此の炭

坑、雖も既に一千メートルの深坑に達し居る程あれバ清國政府が石炭又欠乏し居るハ明かる
事實なり、支那の艦隊が渤海灣口を出でざるは我艦隊を畏怖し居るよよりハ勿論あれども一
ハ石炭又欠乏し居るが爲なりといへり

(國民新聞等)

○清國軍艦隊

名性	質	船材	噸數	(假)馬力	(實)速力	乗員	銃	砲	ノ年	製造	产地
遠砲塔艦	甲鐵	七四三〇	一六〇〇〇	一四〇〇	一四〇〇	三〇〇	クルブ三十機半四門、火 ツキス八門、クルブ十五機 二門、水雷發射砲二門	一八八一	獨	同	同
遠巡航同	同	二九〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一八〇	砲臺二、大砲二	一八八七	獨	國
遠同	同	二九〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一八〇	同	同	同	同
軍艦	甲鐵	二三〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一八〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
通報艦	鐵木	一四五〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一五〇	クルブ三十機半四門、火 ツキス八門、クルブ十五機 二門、水雷發射砲二門	一八八三	獨	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八六	英國アムストロング社	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八七	福州船政局	國
同	同	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	機械砲十門、口径八寸後 込大砲十門、口径八寸後	一八八一</td		

記戰開清日

記 啟 開 清 日

日清戰聞記

欽定四庫全書

○日清開戰記 長州 江風雲正東氣航鏡保清海善民靖海安中西濟提虎
帆同小漁船 | | 小漁船 同同運小漁甲 同帆同同小漁船 同同帆
走 | | | | 木 | 同同同木 | | | | 木鐵木 | | |

州縣政局

日清開戰記

安靖澄澄安靖廣捷惠利永公麻濟宣神德利制

○日清開學記

日清開戦記

内地

廣廣福浙江安江河山山直

方

西東建江西徽蘇南東西隸

○清國軍備

陸

一八旗兵
四〇五五
二七八一
五三五六
六五三九

兵

四、七一三八
二、六二八八
二、五四〇六
八九四三
一、一〇七四

勇

二、二七〇〇
六五〇〇
四五〇〇
三〇〇〇
一、一〇七四

練

四〇〇〇
五〇〇〇
三〇〇〇
一、一〇七四

合

二三、六四八四
三、六一三七
三、四三一一
一、九四五四
一、一〇七四
四、五四五一
七、七〇八五
一、四五三七
一、四五三七
一、九〇四七九

○日清開戦記

海東雄
チエンチン
ボリト

一五〇
八〇
七五

六門
七門
同

五〇〇

一五〇
八〇
七五

六門
七門
同

七五

日清開戦記

疆新州滿地

黑吉盛貴雲甘陝湖綏四

伊烏魯木齊

江林京州南北川

黑龍江

伊犁烏魯木齊

江林京州南北川

黑龍江</p

日清開戦記

記戰開清日

- 第三條 高等捕獲審檢所、長官一人及評定官八人を置く
長官ハ樞密顧問官を以て之ヲ補す
- 評定官の中一人ハ樞密顧問官、二人ハ海軍將官、三人ハ大審院の判事、一人ハ法制局長官
一人ハ外務省政務局長を以て之ヲ補す
- 第四條 捕獲審檢所長官及高等捕獲審檢所長官ハ各其の審檢所の事務を總理し自ら審檢の首
席となり故障あるときハ各其の審檢所の評定官より首席を命ずることを得
- 第五條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所より檢察官各二人を置く
捕獲審檢所の檢察官ハ檢事、高等捕獲審檢所の檢察官ハ高等行政官を以て之ヲ補す
- 第六條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所の長官、評定官及檢察官ハ内閣總理大臣の上奏より依り
之ヲ補す
- 第七條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所より書記を置く
書記ハ判任とす各長官之を命ず
- 第八條 捕獲審檢所の審問檢定ハ首席及評定官を併せて五名以上、高等捕獲審檢所の檢定ハ
首席及評定官を併せて七名以上の列席會議を要す
- 第九條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所の開閉ハ臨時勅令を以て之ヲ定む
- 高等捕獲審檢所ハ之を東京より置く捕獲審檢所の位置ハ勅令の定むる所より依る

第二章 捕獲審檢手續

○日清開戦記

日清開戦記

五十六

四七九二

二二三一

二六六一

三一七

三一一七

二八三〇

二二三一七

二二三一七

二二三一七

日清開戦記

五十五

一九五一

二二三一七

二二三一七

日清開戦記

五十五

一九五〇

二二三一七

二二三一七

日清開戦記

五十五

一九五

二二三一七

二二三一七

第十條 拿捕を行ひたる艦船の指揮官ハ拿捕したる船舶を捕獲審檢所所在の港内に引致し又ハ代理士官を其の船内より乗込ましめ同港又廻港を命じ到達の上直より審檢所より供述書を差出すべし
供述書又ハ拿捕を行ひたる理由並に其の行為の正當なるを證すべき一切の事實を記載し之又拿捕したる船舶の船長若くハ海員より受取り又ハ其の船内より於て發見したる一切の帳簿及書類を添附すべし

第十一條 捕獲審檢所長官第十條の述供書を受取りたるときハ其の事件より付き評定官の一名を指名して擔任評定官とすべし

擔任評定官ハ直より指揮官又ハ代理士官並より拿捕せられたる船舶の船長の面前より於て提出書類を開封し其の目録を調製すべし

第十二條 擔任評定官ハ拿捕せられたる船舶の船長及海員の申供を聽取り又必要と認むるときハ拿捕を行ひたる船舶の乗員並より拿捕せられたる船舶の乗客の申供を聽取り書記をして筆記せしむべし

第十三條 擔任評定官拿捕の全部若くハ一部を捕獲とすべきか又ハ解放すべきかを検定する必要と認むる事實の調査を了へたるときハ其調査書を作り之より第十條の供述書及其の附屬書類を添へ捕獲審檢所檢察官より送付すべし

第十四條 檢察官ハ檢定に關する意見書を作り其の送付を受けたる一切の書類を添へ捕獲事務所に提出すべし

檢察官意見書を作る爲必要とするときハ事項を指定して其の調査を擔任評定官より求むることを得

第十五條 檢察官の意見書よりて拿捕したる物件を即時解放すべき旨を主張し捕獲審檢所よりても亦之を正當と認むるときハ捕獲審檢所ハ即時解放の調査書を作り之を檢察官より送付すべし

第十六條 檢察官の意見書よりて捕獲と檢定すべきことを主張する場合並より捕獲審檢所よりて檢察官の即時解放を主張する意見書を不當と認むる場合よりてハ捕獲審檢所ハ公告の手續を爲すべし

前項の公告ハ之を官報又掲載し捕獲と檢定せらるゝより利益を害せらるゝとする關係人ハ公告の翌日より起算して三十日以内より書面を以て訴願することを得る旨を記すべし

第十七條 訴願書又ハ願訴の要旨を述べ其の證據と爲るべき書類を添附すべし

第十八條 第十六條の期間内より訴願書を差出したる者あるときハ日時を指定して口頭審問を開き檢察官及訴願人をして陳述を爲さしむ但訴願人ハ帝國の辯護士をして辯護せしむることを得

日頭審問を了へたるときハ直ニ又ハ別ニ日時を指定して検定を宣告すへし但訴願人顧席するも検定を延期せず

第十九條 捕獲審檢所ニ於て検定ニ至るまでの間新ある事實及證據を提出することを得
を擔任評定官ニ命ずることを得

第二十條 前數條の外捕獲審檢所の審檢の手續ニ關する規程ハ同審檢所之を定む

第二十一條 檢察官及訴願人ニ捕獲檢所の検定ニ對し高等捕獲審檢所ニ抗議を爲すことを得

第二十二條 抗議の期間ハ検定宣告又ハ検定書送付の翌日より起算して二十日とす

第二十三條 抗議ハ抗議書を捕獲審檢所ニ提出して之を爲すべし

抗議書ハ抗議の要旨を述べ其の理由を詳記すべし

訴願人の抗議書ニハ帝國の辯護士の記名を要す

第二十四條 檢察官の抗議書ニハ捕獲審檢所謄本を作りて之を訴願人ニ示し訴願人の抗議ハ之を檢察官ニ示し十日の期間内ニ答辯書を差出さしむ訴願人の答辯書ニハ帝國辯護士の記名を要す

第二十五條 答辯期間を経過したるときニ捕獲審檢所ニ抗議の書類を高等捕獲審檢所に回送すべし

高等捕獲審檢所ニ於て更ニ事實若くは證據の調査を要すと認むるときハ前項の書類を捕獲審檢所ニ返送して調査を命ず

捕獲審檢所ニ擔任評定官をして前項の調査を爲さしめ其の書類ニ之を高等捕獲審檢所ニ提出する前檢察官及訴願人ニ示すべし

第二十六條 高等捕獲審檢所ニ書類に依り検定を爲す

第二十七條 高等捕獲審檢所の審檢の手續に關する規程ハ同審檢所之を定む

第二十八條 捕獲審檢定せられたる物件ニ之を高等捕獲審檢所ニ示すべし

第二十九條 拿捕したる船舶及貨物ニ之を高等捕獲審檢所ニ示すべし

第三十條 検定の執行ニ捕獲審檢所の檢察官之を爲す

捕獲審檢所の檢察官ニ之を執行する規程ハ同審檢所之を定む

第三十一條 本章の規程ハ特別の事情に依り船舶を引致せざる場合ニ於ても施行し得べき範圍ニ於て之を準用す

第三十二條 本令ハ發布の日より施行す

附 則

○第十八條

陣

我軍ハ續々派兵して平壤の清軍と對ひ一大決戦の準備を以てその先鋒隊は既に鳳山に着したりといふ、風説の如く平壤の清兵亦二千餘人既に大同江を渡り中和を経て黃州に着して戰闘線を張り居れりとせば鳳山と黃州との其距離僅々數里と通さず大衝突將より近きあらん

八月廿七日或節より遅したる電報より

遇日大島少將ハ歩騎砲工の各兵を引率して意を平壤に向つて進軍したりと是より先鋒隊の一戸少佐として先鋒の將として進發せしめばが遂に大島少將も北征の途より上れるあり尚新（八月十八日）風雲を捲て京城より入り翌日（十九日）より軍隊指揮を着手したりし第五師團長野津中將も京城を出發して既に黃海道金川に着したるよしるが鳳山地方より進み居りし清兵ハ野津中將の進軍を聞と躊躇しく大々恐怖して漸次平壤より退却するの模様ありと

○平壤の戰期とその準備

平壤の清軍と對峙して未だ大戰を見ずたゞ彼我の斥候兵の小衝突のありしのみにて延期又延期し居るが以下の現状を聞くよ

清兵ハ日に一義州方面より平壤に到着し歿死とありて砲台を築き一日一日を守りを固ふして敵を難地より受けんと待ち構へり

故よ之を攻むる作戦の用意も日よ大且密とあれり野津中將は己より師團兵を提げて進軍し平壤を

破り直ちに進んで義州線より轉戦する目算あり

尙聞く所よりれば一大決戦の豫測するよ

（一）九月十日乃至十五日頃に行はるべし

（二）此戰は兩國晴れの大合戦たるべし

（三）我軍此戰より敵兵を駆け破りあらず長驅して清境に入らずんば休せざるべし

○第十九 平壤の大勝利

前回已説盡したる如く平壤進撃の準備を調ひんが爲め大戰の期在甚ること殆ど五旬あり何時の日か大決戦の報を接すべきか勝利は彼我何れか歸するあらんと日々韓山の雲を望み居りしよ戦機こゝと熟しけん俄然九月十六日を以て平壤を畧取し我軍大勝利を得たりとの快報を接す今其詳報を聞くよ我軍は野津中將の命令より三方より軍隊を分つ元山街道より進みしは大迫少將（第三師團）三登より進みしは立見少將（松山旅團長）中和より進みしは大島少將（混成旅團長）として萬難を侵し勇を鼓し三面齊く突進し猛烈ある大攻撃を以て平壤を重圍の中より置き十五日の中より落城すべかりし形勢ありしもその結果充分あらず翌十六日拂曉の戰より我軍は全く平壤を畧取したり、その詳細ある戰状を聞くよ鉄島の上流を渡りたる我左側軍の猛烈ある突貫

○日清開戦記

をあして數ヶ所の敵壘を抜き本軍を二分し一ハ平壤城の西北面に當る山脈より敵の脊後を衝き一ハ側面より急進して平壤の西部を圍み中和より進みし正面軍即ち大島少將の軍勢は糧食弾薬の欠乏等千難万難ありしよも拘へらす遂に難あく前進して平壤より我左の兩側兩軍と共に平壤城を四方より取囲めり又佐藤大佐の枝隊ハ成川よりし立見少將の枝隊ハ麥田店より進み野津中將の本軍ハ大同江を渡り四方四面より一時より一時より呐と攻始めり大同江を渡りし本軍ハ江を渡る爲少く後れたるも十五日の攻撃又於て敵の騎兵百余名を斃したり翌未明の戦より大島少將の旅團ハ將校即死六名負傷十二名下士卒死傷多く且つ彈薬糧食の運搬又不便ありし爲攻撃を中心せしも他方の戦闘漸次勝利の景況を呈し午前八時頃全く平壤を畠取し敵の大將左寶貴以下を討取りれり敵の死傷は約六千余名内死者二千余名あるべし又生擒せし清兵五百十三名韓兵十四名其他傷つきし清兵の我手より落しもの清兵八十二名韓兵二名合計六百十一名あり、我軍の死者將校八名下士卒百五十四名傷者將校廿六名下士卒三百七十八名難卒三名生死未詳の下士卒四十名あり、我軍の分捕物兵器糧食極めて多し而して此分捕品中又金銀塊を滿たしたる目方三十五貫目余の函四十箇韓錢六萬七千貫ありしと此金高を仮算せしよ九十五萬余圓ありとは諸新聞の報せし所あるが其後の調査を終りたる詳報又れば實又左の如し

一金六十三万圓

一銀十九万千五百圓

一韓錢十三万四千圓

右は原文數字のみを記したれども多分本邦貨幣又換算したるものあるべしと想ひ即かく譯せしあり諸新聞の豫算恰當せりといふべし而して此戰の後第五師團長ハ敗兵追撃の爲め昨十七日一枝隊を前進せしめ追々捕獲し其數已六百名又達したりといふ始め平壤の陥るや多く死傷し又生擒せられ免かれしもの少く一二群をあして免かれしのみと

嗚呼何等の絶快絶壯うや我軍隊の忠勇遂に此大勝を博し得たる實又我帝國の光威と大元帥陸下の威靈又依らずんばあらざるあり

大本營御移轉

御親征

明治廿七年九月十三日日本帝國臣民の紀念して忘るべからざるの日あり何ぞあれば此日ハ允文允武ある大元帥陛下の御親征御發輦の途又就かれたるの當日又して俄然黃州陥落の快報又接し之又次で平壤大捷の一大快報又接す何ぞ快々ある、此又於て大元帥陛下ハ山縣大將野津中將伊東海軍中將又左の勅語を賜ひ又將校士卒又も賞勅を賜はりたり朕太營を進むるの前又當り大又平壤又勝の報又接す忠良忠武ある卿等の偉績を嘉す尙皇后陛下又も平壤の戦闘勝利ありし趣の奏上を聞召れ畏あくも勝利の御祝詞を賜たりと云いつもあがら兩陛下の御聖徳漏れ承はる毎又我等草莽の小民も感佩し奉る所あるが平壤ある野津中將より大本營又宛て左の御答を申し上げたりといふ

優渥ある勅語を給り一同感泣の至る堪えず猶益々憤勵聖恩よ答ひ奉る

第一回

我海軍再度の大勝利

南陽灣口より我帝國大勝の先鞭をつけたる海軍はその後決戦を見ず只牙山の大勝黃州の進撃平壤の陥落等の陸戦のみにして人皆陸戦の連戦連勝よ狂喜して海軍のこと忘れ居りしが俄然左の海軍再度の大勝利の一大快報よしたり。九月十九日午前三十分釜山發の電報よ曰く去る十六日午後一時我海軍ハ海洋島の東北三十五海里の所にて支那艦十四艘水雷六隻よ遭遇し敵艦致遠ハ擊沈せられ超勇揚威の二艦は遁逃して淺瀬より上り上げハウヌウ（康齊？）は遂に沈没せり、獨逸の客船ハンチッケン及び水師提督丁汝昌も戰死したりとの風説あり。

因み記す海洋島は鴨綠江より旅順口より至る間の島嶼あり。左の飛報至るや事甚だ唐突又吉報あるを以て人その虚聞よあらざるかを疑ひしが二十日の早曉左の公報あり。去十六日我艦隊九艘は支那艦隊十一艘と黃海の北邊海洋島附近より開戦し我艦隊大勝利を得て敵艦三艘を沈め一艘を燒夷せり」と如何がまた疑ふべけんや。尙九月二十日午後八時京城より大鳥公使の發したる海軍省着の電報よ曰く鳥村海軍大尉の報告よれバ本月十七日午後一時より同五時まで盛京大孤山沖より我軍艦士一艘と清國軍艦十四艘と水雷艇六艘との間於て激烈ある海戦あり清艦（揚威超勇來遠靖遠）は打沈められ（定遠經遠平遠）は焼れ残余の清艦は盡く大破損を受け西方よ

日清開戦記

向け逃げ去りたり我方よては松島比叡赤城は多少の損害あり將校以下死傷あり。と又十九日午後五時三十五分釜山發九時五十分大本營着の樺山軍令部長の報告を見る前の大鳥公使の報する所ど大差あきも稍詳細ありその中より敵艦の數を十二隻とし定遠・鎮遠・靖遠・致遠・經遠・威事・揚威・超勇・廣甲・廣丙・平遠あり。とす他よ水雷艇六隻を發見したりとあり戰時は十六日午後五時進航し十七日前十一時四十五分敵艦よ出會し零時四時四十五分開戦せしよ勢中々激しく西京丸は數彈を破り船を破損したるを以てレリヴヰシグテーグルを用え進退自由あらざる爲め午後三時十五分敵艦及び水雷艇の中を乗り抜んどする時水雷艇より水雷二發を發したるもその効を奏することあかりきかくて西京丸の列外よ出る時しも敵艦二艘は磨難とあれり他の我艦隊は益々奮闘して漸次勝利の摸様とあれり此戰闘中比叡號ハ火災の爲列外よ出で鎮火の後所在を失ひしが十八日の朝歸り來れりといふ又松島號ハ頗る苦戦し砲丸を船体よ被ること最も多しと赤城號ハ苦戦せし一艦よして艦長以下軍死頗る多今その死傷者詳報を聞く。戦死者赤城艦長海軍少佐坂元八郎太氏、松島艦川村大軍醫大監重傷を被り島大尉及び少尉一名少尉候補生戰死外將校の戰死五名下士卒八十名負傷者百六十二名あり敵の死傷は確算を得がたしと雖も七艦の乗組ハ千五百名よ近かるべく此三分一を助かりしものとあすも千以上死せしあらん。西京と松島の最も砲丸を被りし理由ハ西京丸ハ軍艦よもあらざれど樺山軍令部長の乗組よして松島は伊東司令長官の乗組よてその旗を翻せしよよるといふその勇壯以て想ひ見るべし

日清開戦記

豊島及び成歎、牙山の余聞その激勝しき中もその最後迄於て名譽ある松崎大尉の戦死ある一項を記すべし

成歎の戦状へ既に人の知る如く安城の渡と呼ぶ所を隔て、一帯の泥田又只一條の小徑あるのみ清軍此向ふの山林又據り幕營を構へ砲臺を築きて我軍を待つ攻むるよ難く守るよ利ある屈意の場所なりきその日我軍進んで安城渡より至れバ敵衆じめ計りけん一隊の橋を渡り終り次の二隊將よ渡らんとするとき向ふの堤陰より伏兵俄々起りて橋を斷り我軍之に周章す直ちに身を水中よ躍らして進撃す此時の隊長へ即ち松崎大尉にして烈しく進めくの號令を下して衆に先んじて奮進するス從ふ士卒も身を忘れて前進す大尉勇み勇み進み戰ひけるが惜べし敵九の射る所とあり遂に戦死す

○故松崎大尉の履歴
(國民新聞轉載)
韓國成歎の役より率光突進し我が陸軍々隊の名譽を宣揚して戦死せし故松崎大尉の履歴を得たれば左より掲ぐ

(十一) 松崎大尉の戦死



日清開戰記

日清園記

士 懿

松崎直臣

安政三年正月廿三日生

明治八年二月廿五日兵學寮入學○全九年三月八日陸軍少尉試補に任せられ同年三月八日東京滯在を命ぜらる全年四月廿日第九聯隊附を命ぜらる全年五月七日第三大隊第一中隊附を命ぜらる全年十一月三日陣營轉移として大坂へ派遣せられ同月十三日歸着○十年三月七日鹿兒島逆徒征討として出張を命ぜられ同年四月十三日陸軍少尉より任せらる全年九月廿七日賊徒平定より付十月三日凱旋す○全十一年三月九日第一中隊附を免せられ第二中隊第四小隊附より補せらる○全十二年十一月十三日御用有之大坂より派遣せらる○同十三年二月十七日正八位より叙せらる○全十二年十一月十三日御用有之大坂より派遣せらる○同十三年二月十七日正八位より叙せらる同年五月六日陸軍中尉より昇任同年七月廿一日從七位より叙せらる○十六年十月廿日一等給下る○十七年六月二日免本職第十一聯隊第一大隊附に補せらる全年六月三十日第四中隊第二小賜○十七年六月二日免本職第十一聯隊第一大隊附に補せらる全年六月三十日第四中隊第二小隊附より補せらる○全十九年八月五日戸山學校戰術學生として入校全年八月十六日第四中隊第二小隊附を免せられ第一中隊第四小隊附より補せらる○全二十年二月一日戰術科卒業同月七日二小隊附を免せられ第一小隊附より補せらる○全二十年二月一日戰術科卒業同月七日歸隊を命ぜらる同年七月十二日第四小隊附を免せられ第一小隊附より補せらる全年十月廿七日軍法會議判士より任せらる○全廿一年十一月十六日陸軍歩兵大尉より昇任し全年十一月十七日第廿一年十一月廿九日正七廿一聯隊附より補せらる全年十一月二十六日第十二中隊附より補せらる○廿三年一月廿九日正七

位ヨ叙せらる〇同廿六年四月四日一等給下賜せらる現ヨ陸軍歩兵大尉ヨして朝鮮國へ出張し廿七年七月廿九日戰死したるものあり

賞興

○松崎大尉最後の書翰

成歎驛外の戰我兵伏^{そく}よ逢^むふや身を挺^{あやう}じて奮進^{よくしん}し遂^とよ銃丸^{じゅうわん}み中^{あた}りて斃^{ては}れたる大尉松崎直臣氏が構^き
よ韓山より遠く家に寄せ來りたる書今は其絶筆^{ぜつひつ}である

明治十年三月十六日軍勞御懸撫として金五圓下賜全年五月十八日前同斷全年十一月十八日應兒島縣暴徒平定の功より勳六等に叙せらる〇全十九年六月十八日勳五等ふ叙せらる

兒島縣暴徒平定の功より勳六等に叙せらる〇全十九年六月十八日勳五等に叙せらる

直正

二仲時下様自愛様専一ニ奉新朝鮮住處不潔たると言語全斷穢多村でも洗足して拂出し可申

○日清開戦記

迎も麝香かあんぞを鼻よ付けざれば胸悪く日本の肥料屋よりもまだきたあく御坐候

○奮闘戦死者松崎大尉の逸事

系統 奮闘戦死者たる大尉の父小原氏は舊熊本藩士として祿二百石を食む出で、松崎氏を嗣ぐ。大尉母は岐部氏の女岐部氏は世々武術（撲劍）の師範たり硬直廉潔を以て藩中よ聞ゆ其家庭既に如此し勇夫此門に出る敢て怪むを要せざるあり岐部氏男子を生む大尉は其の次なり。家居と學校 明治の初年藩主細川侯米國人エヘエル、セノス氏を招聘し大よ洋學を獎勵し一藩翁然として之よ向ふ氏も亦從ひ學び幾もあくして政府陸軍士官校を東京よ設立して各藩の子弟を募集するや氏翁然として起てり蓋しエヘエル、セノス氏の門下生として方今天下知名の十沟に勘からざれども身を學藉よ置くもの松崎氏を以て嚆矢とす氏の生家は近く白川の水聲を聽き門に入る數十步左畔廣大ならざる一瓦屋横はれり東西の軒端は廣闊よして風趣よ富む庭園を以て之を繞らす氏の祖先以來之よ住すといふ。老母あり 大尉よ老母あり兩鬢稍霜を帶びて齡已よ古稀を過ぎぬ大尉は此の老母に取りては愛子中の愛子にして老母が枯れ果てたる生涯も彼の爲よ華き其殘喘は漸く大尉よ因りて繋がる嗚呼焉か聞くよ忍んや愛子の訃を郷里生残の兒女よ報する迄去六日廣島よある老母は熊本市高田原歩町留守居宅よ打電して曰く

セノシハヤクコイ 家門を出しより十二年 大尉が東京士官學校生徒とありしより以來十二年漸く十年戦亂の頭

一同歸省して慈親を拜せしのみ大尉の勤苦決心以て視べし

十年の戦亂 一際しては肥後横島の一壘を孤守せし位よて抜群の忠勤を抽んずる戦地よ向ふを得ざりしに其後兄弟たる小原監三郎氏當時陸軍歩兵少尉として激戦第一と聞える田原七本の賊軍を衝けり大尉事平ぐの後と雖も巧よ以て遺憾とあす其異域にありて先を顧みざる奮闘も多少茲々胚胎すと説くものあり

風流士官 大尉は武官としては最も猛あるも亦都雅風流の嗜あり其容良を見るよ威嚴と都雅とを兼ね交際巧みよ辯舌爽かあり且其全身はやや清瘦あるよ近く而かも眼光は龍々たる和氣の中よ時よ異采を放つとあり寫し來れバ三軍を叱咤するの勇夫も流石よ一個風流の好官士あるが如し

○第一十一 戰事變後朝鮮

我隣邦朝鮮國は我日本帝國の義侠の扶助と親切ある勸告とよよりてさきみは王父大院君を起して國監とあし我大島公使よ依頼して弊政の改革を行ひ奸臣閔泳駿の輩を斥け金宏集等の賢を舉げ着々歩を進めて國內一掃一新の途よ就き居りしが既よ新議案數十條を議定したる程あるが新々登用せられたる新政府の百官は愈去十五日を以て新任式を行ひ國內に發表したりといふその組織左の如し

總理大臣金

宏 集

○日清開戦記

日清開戦記

宮内大臣
外務大臣
農商務大臣
工學務大臣
警務大臣

允用正定主星圃
遠映求中植達見

(三) 新貨幣の發行

朝鮮の新政府は新貨幣拾萬圓を發行したるよし今こゝよりの新貨幣の條例を示さん

此朝鮮國の新貨幣條例は曾て大三輪氏の手成り國王の裁可を經て公布せしも遠世凱及び閔泳駿等妨害の爲め其實施を得ざりしが今回の大改革よりすでに十万圓の新貨幣を發行し今又啟めて左の章程を公使すると、されり

新式貨幣發行章程

日清開戦記

第一條 新式貨幣は分ちて四種とす一曰く銀二又日白銅三又日赤銅四又日黄銅
第二條 貨幣の最低位を分とあし十分を錢とあし十錢を兩となす
第三條 貨幣は分て五等とあし最低位一分は黃銅とあし其次五分は赤銅とあし其次二錢五分
は白銅とあし其次一兩及び五兩は銀とあす
第四條 五兩を本位貨とあし一兩銀以下は總て補助貨とあす一兩銀貨の一次授受額は一百兩
を以て準どあし白銅貨以下の一次授受額は五兩を以て準どあす但し授受者互に相肯諾する
ときは此限りとあらず

第五條 新舊貨幣一体と通用し以て融通を廣くするの比例左の如し

黄銅一分は	舊錢一枚に當る
赤銅五分は	舊錢五枚に當る
白銅二錢五分は	舊錢二十五枚に當る
銀一兩は	舊錢五百枚に當る
銀五兩は	舊錢五百枚に當る

第六條 凡そ各種の稅項及び俸給として銀貨を以て定とあすものは銀貨を用ひ或ひ事宜より舊錢を代用すべし其舊錢を以て定とあすものは第五條の比例と照し銀貨を代用すべし

○日清開戦記

第七條 新式貨幣を多額鑄造する前よりは暫く外國貨幣を混用することを得但本國貨幣と同質同量同價の者として始めて通行を許す之を又日本銀貨と比較すれば左の如く同質同量同形あり

朝鮮	日本
銀五兩	一圓銀貨
同一兩	二十錢白銅貨
白銅二錢五分	五錢白銅貨
赤銅五分	一錢銅錢
寶銅一分	二厘寬永通寶

(二) 朴泳孝氏

久しく我國に流寓して金玉均氏等と共に自國を憂慮せし朴泳孝氏は今回朝鮮の大改革と遭ひ時機到来して召し還され釜山より達し暫くそこと滞留し便船を待て仁川より豫計なりしが都合ありて陸路直ちに京城に向ひ去八月十八日無事京城に安着し翌日王城に入りて國王殿下と謁見し直々贊政より任せられたりといふ贊政は尙我國の内閣顧問官の如く平常一定の職務なく只大政より參與する高官ありといへりはじめ氏の國王の召還と應じその十余年間屈抑の大志を伸べんが爲

よ去る八月六日を以て東京を出立し馬關より漁船龍田丸より投じ歸國の途に就くや同船の釜山灣の外口なる絶影島を廻り港内の摸様に分明あるの時朴泳孝氏は甲板より上りて目瞬もせず眺め居りしが船漸く進行して釜山日本居留地の白堈丹壁歴み眼眸より來るや氏は嗚咽哭言ふ能ひざるものありしと十有一年間の流寓具ふ困苦を嘗め盡したる身の圖らずも鄉に歸るの情さもあるべしと他の乗組一同何れも袖を濡さうるものあつりしといふ

(四) 朝鮮關稅事務清人の羈絆を脱す

韓廷の海關稅務は從來清人の手中より歸し清國天津の總稅務司より吏員を朝鮮京城より派し更に仁川、釜山、元山の三港より稅關を置き清國政府雇の殿州人を配置して其機務を掌め且年々二十万圓を韓廷より得て三稅關の收入を抵當とあせる姿ありしが今回の大改革につき凡て清國の羈絆を脱するよ従ひ稅關事務所亦一切韓廷より引受くることし既に現在の關吏より其由を申しこみ直々事務引繼よ着手し居れりといふ

(五) 韓廷の狐疑

以上述べ來りたる如く韓廷は既に開化黨を以て内閣を組織し諸事着々として改革の運と向ひたれどもその内面を窺ふ時は廷臣中十の八九まで我國と清國との勝敗を觀望し幸よ日本の勝利となれば別玉禍もあるべけれど若し清國の勝利である時の如何なる目と逢ふも測り難

日清開戦記

く般艦遠からず近く玉均にありと胸中狐疑の念を挾むものから軍國機務所會議の如きもまづあるべく清國に當り障のあきものゝみ議決し事大又清國の意も聞するものゝ如きへあるべく後姻しうせんとするが如き色ありといふされば韓廷の真正ある改革ハ我軍が北京を陥れて城下の盟を爲すの後よりあらざれば能ひざるべしと嗚呼朝鮮國人傑あきか韓廷ハ我帝國の義と伏れる忠告を容れて新内閣を組織し我忠告よりて清國との條約を破棄し牙山の清兵を追拂んことを我國より頼しきがら猶かゝる狐疑をあす何をその無智愚昧ある憤笑するに堪へたりといふべし

(六) 東學黨全く鎮定す

東學黨ハ一度その旗を卷て音沙汰をかりしが近頃再び忠清道の地方に起り韓廷ハ鄭敬源を以て按撫使とし將よ出發せんとするの折柄其巨魁全鳳均あるもの書を大院君よ贈りて曰く吾黨の目的ハ弊政を革新し民苦を極ひ奸者を驅け國大公を起さんとするよ在りしが今や國大公既に起て政を執り弊政の革新又その緒よつけり即ち吾黨の希望にて、よ全く達したるものあり故よ速く解散すと

こゝよ全く鎮定せり按撫使も亦出立せずして止みぬ

日清開戦記終

濟閲檢省務内

版權所有

印 刷 者

編輯兼發行者

明治廿七年十月一日訂正増補印刷全年全月七日發行

京橋區本材木町三丁目二十番地

服 部 喜 太 郎

井 上 勝 五 郎

西 村 富 次

瀧 川 三 代 太 郎

京橋區本材木町三丁目二十番地

求 光 閣

伊 藤 上 藤 吉 郎

廣 生 鉄 五 郎

明 倉 三 郎

舎

處捌賣大京東

大金上田櫻屋島黑支店

北良信東巖

文明國海々京

組堂堂堂

井上勝五郎

西村富次

瀧川三代太郎

吉郎

伊藤吉郎

上藤吉郎

京橋區新和泉町一一番地

今古堂活版所

御文注次第ニ送ル

作文文早必學携

郵定金券代用割増
郵價金代用一錢
郵價金代用十錢
郵價金代用三錢
郵價金代用一錢
郵稅四錢
郵稅六錢
郵稅四錢
郵稅六錢
郵稅四錢

求光閣

服部喜太郎

親鸞上人御實傳記

正價金二十錢郵稅金六錢
繪數葉入

此書は親鸞上人の御一代の御實傳を記したるものなり。その御生立より幾多の艱難辛苦を重ねさせられたる御修行の所は申迄もなく遂に一門の開山とならざれ衆生を濟度し賜ふ所までも御生涯のことは一も漏れずとなし。請ふ御購ひあらんことを祈る。

赤穂雪の曙

正價金卅錢
繪數葉入

豹は死して皮を留め人は死して名を留むと善哉言や蓋天下死せざるのになし。獨忠孝節義の士は芳名言を千載に傳へて朽つるこども有能なり。石良雄等四十七士と其數多しと雖就中著名なるは曾我の事跡を記したるも其偉なるや此書即ち單に記大石良雄と云ふ。本繪圖卷事石頭に確乎等なる四十七士とのことを證し其終也。大説稗史の類には序ありらず殊て是ち單に記大石良雄と云ふ。大説稗史の類には序ありらず殊て是ち單に記大石良雄と云ふ。

作文いろは字引

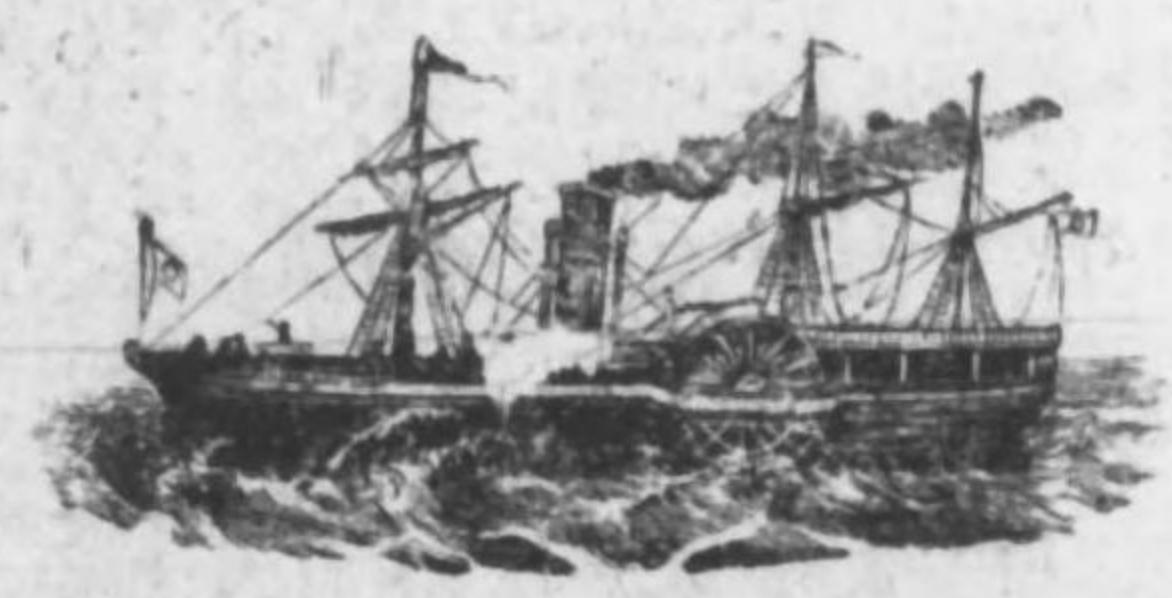
定價金十錢
郵券代用一割增
郵稅六錢

此書は文を作るに必要な文字數萬言を集めいろはによりて索引に便ならしめたるものにして實地ろ。新井白俄先生著

作文獨習

郵定價金十二錢
郵券代用一割增
郵稅四錢

此書は文を作るに必要な文字數萬言を集めいろはによりて索引に便ならしめたるものにして實地ろ。新井白俄先生著



終

110
100